

原産地表示取組宣言店

店 舗 名	松屋 新潟駅前店
店 舗 所 在 地	新潟市東大通 1 - 6 - 1
新 潟 県 届 出 番 号	第 8 号
事 業 者 名	株式会社 松屋フーズ
自主基準の公開方法	店内掲示による公開

牛肉の原産地表示に関する自主基準

項 目	内 容
1 原産地の名称	牛丼（商品名：牛めし）および焼肉（牛肉を主要食材とした定食メニュー）に使用する牛肉の原産地の名称は、次のとおり表示します。
(1) 国産の場合	国産である旨を表示します。
(2) 輸入品の場合	原産国名を表示します。
(3) 複数原産国の牛肉を使用する場合	牛肉の原産地が2か国以上ある場合は、原材料に占める使用量の割合の多いものから順に表示します。
2 表示の方法	メニューごとに原産地を表示します。
3 表示場所	○店頭に掲示板を設置し、原材料を表示します。 ○なお、当社ホームページでもご確認いただけます。 http://www.matsuyafoods.co.jp/menu/gensanchi.html
4 表示管理等	○ 常に消費者の視点に立ち、牛肉の原産地情報の徹底管理に努め、誤った表示を行わないようにします。 ○ 表示の根拠とした仕入伝票その他関係書類の整理を常に行い、消費者の問い合わせに迅速かつ適正に対応します。
5 その他 (任意事項)	○ その他主要メニューの「主要な原材料の原産地表示」にご関心のあるお客様は、従業員までお問い合わせ願います。